

島根労働局発表  
令和8年8月27日（木）

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 担当               | 島根労働局労働基準部監督課 |
|                  | 課長 大塚 由己      |
|                  | 主任監察監督官 元行 展久 |
| TEL 0852-31-1156 |               |

### 県内の建設工事現場一斉監督の実施結果について ～77現場のうち42現場（54.5%）で労働安全衛生法に違反～

島根労働局（局長 <sup>なかむら</sup> 中村 <sup>あきひこ</sup> 昭彦）では、管下4つの労働基準監督署において、建設業における労働災害防止対策の徹底を図るため、全国安全週間を皮切りに、県内の建設工事現場に対する一斉監督を実施しました。

監督指導を実施した結果、42現場（違反率54.5%）、76事業者（違反率25.0%）に何らかの労働安全衛生法違反が認められたことから、是正勧告等を行いました。

このうち、3現場については、重篤な労働災害につながるおそれがあることから、設備等の使用停止命令等の行政処分を行いました。

また、監督指導を実施した全ての現場に対して、熱中症予防対策の実施等について、リーフレットを手交する等により取組の促進を図りました。

島根労働局では、引き続き労働災害の減少に向けた取組を積極的に行ってまいります。

#### 【監督実施結果の概要】

##### 1 実施対象期間

令和8年7月1日（水）から同年7月31日（金）

##### 2 監督実施建設工事現場数

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| 建設工事現場数                    | 77 現場   |
| （全事業者数 元請事業者：77、下請事業者：228） | 305 事業者 |

##### 3 労働安全衛生法違反の状況

|                     |        |             |
|---------------------|--------|-------------|
| 違反現場数               | 42 現場  | （違反率:54.5%） |
| 違反事業者数              | 76 事業者 | （違反率:25.0%） |
| （元請事業者：42、下請事業者：34） |        |             |
| 使用停止命令等（※）          | 3 現場   | （違反率：3.9%）  |
|                     | 6 事業者  | （違反率：2.0%）  |

※重篤な労働災害につながるおそれがあることから、行政処分を行ったもの。

【別添】県内の建設工事現場一斉監督実施結果（島根労働局）

## 県内の建設工事現場一斉監督実施結果（島根労働局）

## 1 建設工事現場一斉監督実施結果（〔 〕内は違反率）

|                  | 土木工事       | 建築工事        | その他の工事    | 合計          |
|------------------|------------|-------------|-----------|-------------|
| 監督実施建設工事現場数      | 35         | 39          | 3         | 77          |
| うち違反建設工事現場数      | 15 [42.9%] | 26 [66.7%]  | 1 [33.3%] | 42 [54.5%]  |
| うち使用停止等処分工事現場数   | 0 [0.09%]  | 3 [7.7%]    | 0 [0.0%]  | 3 [3.9%]    |
| 監督実施事業者数         | 77         | 223         | 5         | 305         |
| うち元請事業者数         | 35 [45.5%] | 39 [17.5%]  | 3 [60.0%] | 77 [25.2%]  |
| うち違反事業者数         | 15 [19.5%] | 26 [11.7%]  | 1 [20.0%] | 42 [13.8%]  |
| うち下請事業者数         | 42 [54.5%] | 184 [82.5%] | 2 [40.0%] | 228 [74.8%] |
| うち違反事業者数         | 7 [9.1%]   | 27 [12.1%]  | 0 [0.0%]  | 34 [11.1%]  |
| うち使用停止等命令書交付事業者数 | 0 [0.0%]   | 6 [2.7%]    | 0 [0.0%]  | 6 [2.0%]    |

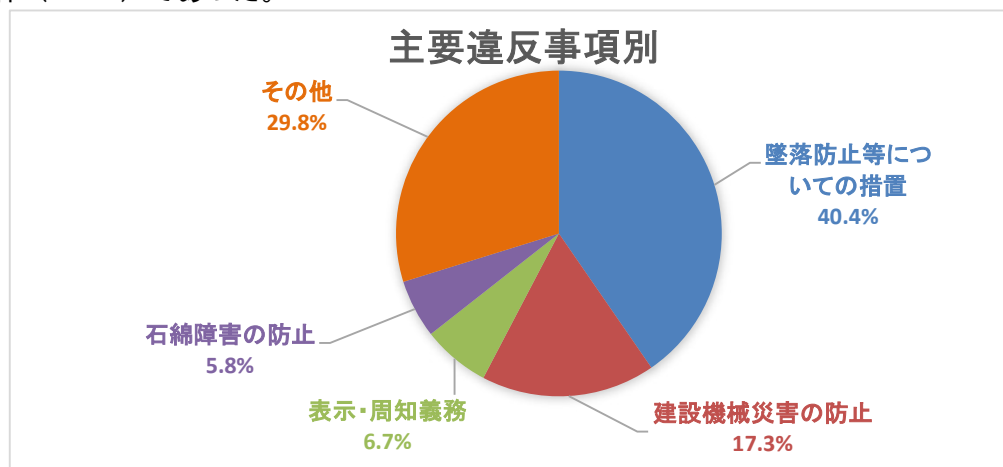
（参考）近年の一斉監督実施状況

（今回の実施結果）

|                  | （参考）令和6年度   | （参考）令和7年度   | 令和8年度       |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 監督実施建設工事現場数      | 88          | 75          | 77          |
| うち違反建設工事現場数      | 38 [43.1%]  | 31 [41.3%]  | 42 [54.5%]  |
| うち使用停止等処分工事現場数   | 6 [6.8%]    | 1 [1.3%]    | 3 [3.9%]    |
| 監督実施事業者数         | 326         | 257         | 305         |
| うち元請事業者数         | 88 [27.0%]  | 75 [29.2%]  | 77 [25.2%]  |
| うち違反事業者数         | 38 [11.7%]  | 31 [12.1%]  | 42 [13.8%]  |
| うち下請事業者数         | 238 [73.0%] | 182 [70.8%] | 228 [74.8%] |
| うち違反事業者数         | 40 [12.3%]  | 32 [12.5%]  | 34 [11.1%]  |
| うち使用停止等命令書交付事業者数 | 9 [2.8%]    | 2 [0.8%]    | 6 [2.0%]    |

## 2 法令違反の状況

- (1) 監督実施建設工事現場77現場のうち、「労働安全衛生法等に係る法令違反」が認められたのは、42現場（54.5%）であり、違反事業者数は76事業場（25.0%）であった。
- (2) 主要違反事項の内訳は、墜落防止等についての措置が42件（40.4%）と最も多く、以下、建設機械災害の防止18件（17.3%）、表示・周知義務6.7%、石綿障害の防止5.8%、その他29.8%であった。



### 3 主な労働安全衛生法違反の態様

#### 墜落防止等についての措置



・建物周囲に設けた外部足場の一部で、手すり等が取り付けられておらず、作業員が足場から墜落する危険があったもの。

【手すり等を取り付けるよう使用停止等命令（行政処分）】

・足場の作業床を構成する足場材の間に大きな隙間があり、作業員が足を踏みはずす危険があったもの。

【隙間を規定内にするよう是正勧告】

#### 建設機械災害の防止



・ドラグショベル等の建設機械を使用する作業において、あらかじめ、建設機械の運行経路や作業の方法等について作業計画が作成されておらず、機械との接触や挟まれ災害を防止するための管理が行われていなかったもの。

【作業計画を作成するよう是正勧告】

・ドラグショベル等建設機械のバケット（掘削用のスコップ部分）の作業装置を上げたまま運転者が離席しており、作業装置の不意の降下による労働災害のおそれがあったもの。

【バケット等の作業装置を地上に下ろすよう是正勧告】

#### 表示・周知



足場の組立て作業等について選任された作業主任者の氏名等を、現場の見やすい場所に掲示するなどして関係労働者に周知していなかったもの。

【周知するよう是正勧告】

#### 石綿障害の防止



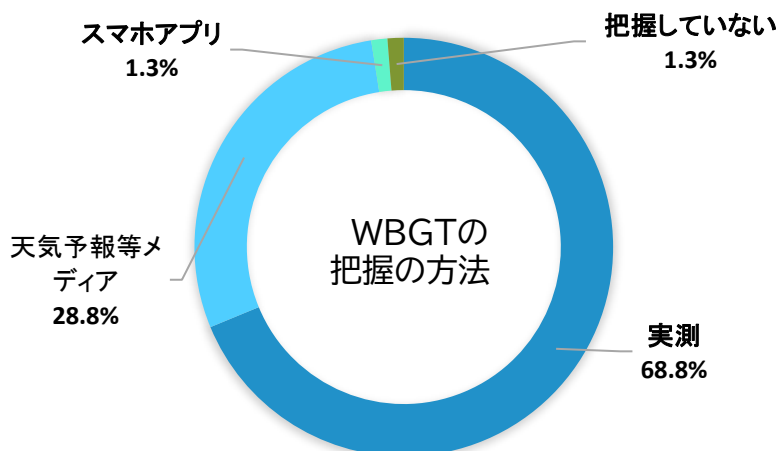
建築物の解体・改修工事に先立ち実施した石綿（アスベスト）の事前調査結果を、労働者が見やすい場所に掲示していなかった。

【石綿事前調査等の結果を掲示するよう是正勧告】

## 4 現場における熱中症対策

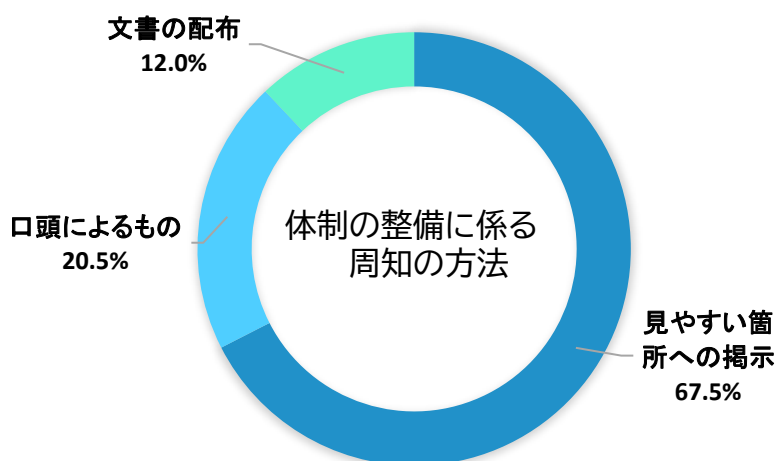
### 1

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う基準となる「**WBGTの把握の方法**」については、「実測」が68.8%と最も多かった。



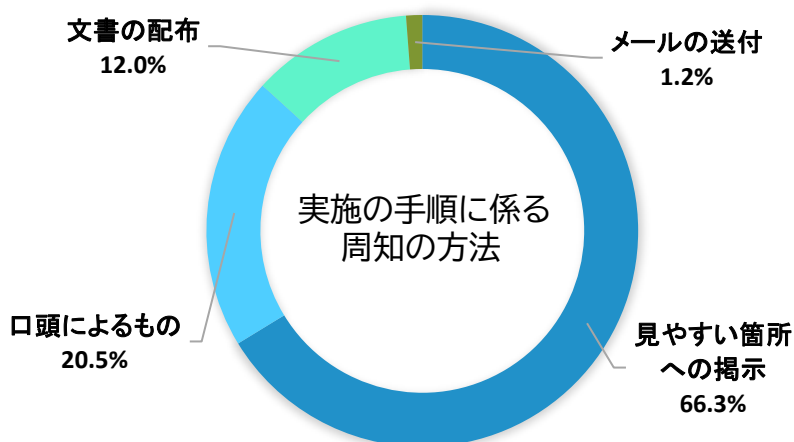
### 2

熱中症対策義務化の法改正に伴う、**熱中症のおそれがある人を報告するための「体制の整備」**については、**すべての現場で整備**されており、その周知は「見やすい箇所への掲示」が67.5%と最も多かった。



### 3

熱中症対策義務化の法改正に伴う**熱中症による重篤化を防止するための「実施の手順」**については、**すべての現場で整備**されており、その周知は「見やすい箇所への掲示」が66.3%と最も多かった。



# 熱中症防止対策の好事例



作業箇所に近い場所にタープテントを設置し、スポットクーラーや飲料水を備えた休憩所を設置。

作業員が短時間でも速やかに体を冷やし、水分・塩分補給を行える環境を確保し、体温上昇の抑制や熱中症の予防につながっている。



WBGT（暑さ指数）測定器とWBGT値チェック表を掲示し、熱中症リスクを「見える化」

作業員一人ひとりがその日の暑熱環境を把握でき、休憩時間の確保や作業内容の見直しなど、熱中症予防の意識向上につながっている。



アイスラリー（細かな氷を含む飲料）を作製できる冷蔵庫を設置し、作業員に配布。

冷たい飲料を体内から摂取することで深部体温の上昇を抑え、熱中症リスクの低減に効果を上げている。



WBGT測定器を携帯し、作業場所ごとの暑熱環境をリアルタイムで確認。

作業場所ごとの危険度を把握しながら作業の中断や休憩の実施を判断できるため、熱中症の重篤化防止につながっている。